

第8回 人生100年時代構想会議

平成30年6月1日(金)
17時15分～18時15分
官邸4階大会議室

1. 本日の議題

とりまとめに向けた議論

2. 議事次第

(1) 議員からの発言

(2) 内閣総理大臣発言

(3) 閉会

【配布資料】

資料 1 : 人づくり革命 基本構想 (骨子案)

資料 2 : 品川 泰一議員 提出資料

資料 3 : 高橋 進 議員 提出資料

資料 4 : 神津里季生議員 提出資料

資料 5 : 樋口 美雄議員 提出資料

資料 6 : 宮本 恒靖議員 提出資料

資料 7 : 松尾 清一議員 提出資料

資料 8 : 林文部科学大臣 提出資料

人づくり革命 基本構想（骨子案）

この人生 100 年時代構想会議では、昨年 9 月から、これまで 7 回にわたって、幼児教育の無償化、高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育、高齢者雇用の促進について審議を行ってきた。その中で議論となった下記の論点について、意見の集約を図る必要がある。

1. 基本構想の考え方

2. 幼児教育の無償化

（認可外保育施設の無償化）

- 5 月 31 日付けで公表された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」に沿った、認可外保育施設の無償化について（以下がその概要）。
 - ・ 待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供が存在することに鑑み、認可外保育施設も無償化の対象化。
 - ・ 無償化の対象者は、認可保育所への入所資格を満たすにもかかわらず、認可保育所を利用していない者とする。
 - ・ 対象とする認可外施設の範囲は、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッターなど広く認める。

（無償化の上限額）

- 認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所の保育料の全国平均額を上限とする。

（無償化の実施時期）

- 無償化の実施時期は、公平性の観点から、認可施設・認可外施設を問わず、同一日とする。

3. 大学等の高等教育の無償化

（支援対象者の要件）

- 支援対象者については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認。

- これに対し、大学等への進学後については、公費で費用がまかなわれることに留意し、単位取得が少ないときや成績が下位のときは学生に対して警告を行い、警告を連続で受けた時は支給を打ち切るなどの対処。

(支援措置の対象となる大学等の要件)

- 「新しい経済政策パッケージ」では、①実務経験のある教員による科目の配置、②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していること、を支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件と決定した。この具体的要件について。
 - ① 卒業に必要な単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当していることを基本とする（学問分野の特性等によりこの要件が満たせない場合には、大学がその説明責任を負うこと）こと。
 - ② 大学の経営に外部人材が一層参画できるよう、理事に産業界等の外部人材を複数任命すること。
 - ③ 授業計画の作成や学生の評価の客観的指標を設定するなど、適正な成績管理を実施・公表すること。
 - ④ 定員充足や進学・就職の状況といった教育活動の状況を含め、財務情報や経営情報を公開すること。

4. 大学改革

(各大学の役割・機能の明確化)

- 国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにしていく。私立大学についても、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける。

(大学教育の質の向上)

- 実務に当たる人材が教員となる場合においても、教授会への参加等を通じ、外部の意見を反映できるようにする。

(学生が身に付けた能力・付加価値の見える化)

- 大学に対して学生の学修時間、学修成果等の情報の公開をルール化する。このような情報を産業界においても選考活動において活用する。

(経営力の強化)

- 経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める。

(大学の連携・統合等)

- 国立大学については、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。
- 私立大学については、学部単位での事業譲渡の円滑化など、連携統合や事業承継円滑化の環境整備を図る。
- 国公私立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人」の創設を検討する。

5. リカレント教育

(教育訓練給付の拡充)

- 専門実践教育訓練給付の対象講座を大幅に拡大するとともに、一般教育訓練給付については、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を引き上げる。

(産学連携によるリカレント教育)

- 新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高いリカレント教育のプログラムの開発を促進する。
- 企業の研究者・技術者が最新の技術のリカレント教育を受けることができるよう、学会等にリカレント教育講座を設置する。
- 在職者が利用しやすいような夜間・土日の教育訓練コースを推進するとともに、オンラインを活用した民間学習サービスを後押しする。
- 民間企業で実務家として働いたことのある実務家教員の育成プログラムを開発・実施し、修了者を実務家教員の候補者として大学等に推薦する仕組みを構築する。

(企業における中途採用の拡大)

- 関係省庁が連携して、中途採用に積極的な企業を支援する。

6. 高齢者雇用の促進

(65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備)

- 意欲ある高齢者に働く場を準備することは、働きたいと考える者の希望を

かなえるためにも、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためにも、官民挙げて取り組まなければならない国家的課題。

- 高齢者雇用の多様性を踏まえ、一律の処遇でなく、成果を重視する評価・報酬体系を構築することで、65歳以上の将来的な継続雇用年齢の引上げに向けて環境整備を進める。

(高齢者の雇用促進策)

- 一人でも中高年の中途採用経験がある企業は、二人目以降の採用にも積極的になる傾向があるため、高齢者のトライアル雇用を促進する方策を進める。
- 中高年を対象に、基礎的なIT・データスキル習得のための教育訓練を拡充する。

株式会社ユーキャン
代表取締役社長 品川 泰一

リカレント教育の強化・促進に向けて

最終報告書の策定に向けて、政府によるリカレント教育については以下の視点での配慮が必要不可欠である。

1. 制度間で「最大5割」に及ぶ給付率格差の是正を

- ・一部の資格では、同じ志で資格取得を目指しても専門実践給付と一般教育訓練給付では、給付率が異なる。
- ・学び方による区別はせず、補助金は同一資格・同率給付を原則として平等を期すべき。

2. 就業者に対するインセンティブ強化を

- ・現状の一般職業訓練給付金は給付率 2 割とインセンティブとなりきれていない。
- ・必要に応じて対象講座を絞るなどして、給付率を 5 割程度まで引き上げるべき。
- ・就業者については、専門教育訓練給付同様に追加インセンティブを付与すべき。

3. 修了者受け皿企業への優遇制度確立を

- ・経営の視点からリカレント教育が人材流動性を高める側面を理解した企業支援が必要。
- ・企業の利益に繋がるよう、教育修了者の採用や処遇改善を支援する制度を導入すべき。

4. 学習者の視点にたった学び方支援を

- ・デジタルだけで学びを完結することに不安を覚える学習者の現状がある。
- ・自分に合った学び方を選べるよう紙とデジタルのバランス良い学習支援を目指すべき。

5. 産官学連携の広い課題であるという認識を

- ・大学改革の文脈に狭めて議論をされがちだが、大学だけで解決できる課題ではない。
- ・民間事業者を巻き込んで、実践に繋がる質の高い学びの場を構築していくべき。

6. オールジャパン視点での価値提供を

- ・各事業者・企業が個別最適で考えるのでは大きなうねりに繋がらない確率が高まる。
- ・教育事業者や EdTech 企業が協調・競合できる、横断的研究開発機関を整備すべき。

以上

基本構想の取りまとめに向けて

株式会社 日本総合研究所
チェアマン・エメリタス 高橋 進

1 大学改革について

- 国立大学は、機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにすべき。また、現在、機能別支援の枠組みがない私立大学については、国立大学と同様の枠組みを設け、役割・機能の明確化を加速すべき。
- 大学に外部人材を積極的に登用すべき。学外理事を複数名置くことを求め、産業界等の外部人材の理事への登用を進めることが必要。また、実務に当たる人材を教員として大幅に増やし、教育内容に外部の意見を反映できるようにすべき。
- 地方において、地方大学、産業界、自治体が地域の高等教育に関する連携プラットフォームを構築して、大学の連携・統合の施策を進めるべき。また、これを実行するため、国は、国公私立の枠を超えた連携を可能とする制度の創設を検討すべき。

2 リカレント教育について

- 企業の研究者、技術者についてのリカレント教育が大きな課題。バイオ、化学、データサイエンス、情報処理などのそれぞれの学会と連携してプログラム開発を進めるべき。
- 生産性が高い製造業のノウハウを、他産業にも広げていくことが重要。このため、生産管理の実務経験を有する製造業のOBやシニア人材を、生産性改善を行うコンサルタントとして育成・派遣する仕組みを推進すべき。
- 社員の学び直しを支援するため、長期の教育訓練休暇制度を導入する企業に対する補助を行うべき。また、学び直しや副業・兼業に向けた社会的気運を醸成すべき。

3 高齢者雇用について

- 現在 65 歳の継続雇用年齢を将来的に 70 歳まで延長することを検討すべき。継続雇用に当たっては、高齢者のやる気を引き出すような評価・報酬体系を構築すべきであり、こうした取り組みを行う企業を支援すべき。
- 一度でも高齢者の中途採用経験がある企業は、更なる高齢者の中途採用に積極的になる傾向がある。このため、初めて高齢者を採用する企業へトリアル雇用として補助を行うなど、インセンティブ措置を設けるべき。

2018年6月1日

第8回人生100年時代構想会議 意見要旨

日本労働組合総連合会
会長 神津 里季生

(幼児教育の無償化について)

- 待機児童を解消しないまま、無償化を先行させる政策は、保育所に入れない人と入れる人との不公平感や施設間格差・市町村格差の拡大を招くとともに、保育の質向上に向けた取り組みに悪影響を与えかねないなど、多くの矛盾を生じさせかねない。また、指導監督基準を無償化対象施設の基準にしようとしているが、職員資格基準や防災設備水準など認可施設の設置基準と比べて不十分であり、これを基準にすること自体、問題がある。
- 幼児教育・保育において優先すべき政策は、子どもが健やかに成長・発達できるよう幼児教育・保育の質を確保すること、保育所などの待機児童の解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行や認可外施設の認可化移行を強力に促進すること、保育士などの処遇改善や保育士資格などを有する潜在的保育士の活用により人材を確保することである。

(高等教育の無償化について)

- 現在、大学生の半数以上が奨学金を受けている中で、まずは、高額な大学の授業料を引き下げることが必要である。
- 奨学金制度については、給付型奨学金の対象範囲と給付額の拡大、貸与型奨学金の完全無利子化など、学ぶ意欲のあるすべての子どもの将来不安を払拭できる制度としていくべきである。

(リカレント教育について)

- リカレント教育を拡充していく場合の財源については、一般会計から支出すべきである。雇用保険による教育訓練給付は、労使の拠出した保険料で構成され、失業から良質な雇用へ復帰・移行するためのセーフティネットであることを踏まえれば、まずは、失業者への給付の拡充を優先すべきである。
- その上で、リカレント教育のための長期の教育訓練休暇の普及に向けた企業への助成については、ぜひ実現していただきたい。
- これまでの議論の中で出されている「副業・兼業に向けた社会的機運の醸成」について、そもそも副業・兼業については政府が促進すべきものではないと考える。

また、生活費補填のためにやむを得ず副業・兼業せざるを得ない労働者も少なくなく、副業・兼業を行う労働者像も多様化している。労働時間の通算や雇用保険の適用、労働災害の認定など、幅広い問題が山積しており、その問題を解決する前に「社会的機運を醸成」すべきではない。

(高齢者雇用の促進について)

- 65 歳以上の継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備について、有期労働契約を反復更新して60歳を迎える者も含め、まずは、希望する者全員が60歳以降も働き続けられるよう、現在の高齢者雇用対策をさらに強化することが重要である。
- そのうえで、高齢者の身体機能の低下をはじめとする身体・健康状態を踏まえた適正配置や配慮義務の創設など、高齢者にとって安全で安心して働くことのできる職場環境の構築について、総合的に検討する必要がある。
- なお、雇用保険制度の高齢者を対象とした給付(高年齢雇用継続給付を含む)は、現行制度を維持すべきである。

以 上

第8回 人生100年時代構想会議 発言

労働政策研究・研修機構 理事長 樋口美雄

- 「基本構想骨子案」について、何点か申し上げたい。

- 前回は資料配布の上、お話しさせていただいたが、人生100年時代には健康寿命も延びるため、現行制度のままだと現役時代と老後の期間がほぼ同じ長さとなってしまう。日本の高齢者の高い就業意欲を活かしつつ、人生100年時代のマルチなライフスタイルが可能となるよう、社会全体でいろいろな選択肢を用意していくことが求められる。こうした観点、あるいは問題意識も基本構想の中に付記し、今後の政府内での検討につなげていくことが必要ではないか。

- また、リカレント教育に関しては、
 - ① リカレント教育の受講が、キャリア・アップ、キャリア・チェンジにつながる好事例を収集し、個人にとっても、企業にとっても、リカレント教育を受けることがプラスになることを示していく必要がある。
 - ② そのためにも、学び直しの成果が男女にかかわらず、良好な雇用機会への就職や企業内での昇進・昇給につながる仕組みを普及させていく必要がある。

- 高齢者雇用・リカレント教育ともに、ボリュームゾーンである中高年以降の活躍の場を広げることにより、日本経済全体の付加価値生産性を上げていくという視点も忘れずに、多様な人材の、多様で柔軟な働き方が「生産性の高い長寿社会」を可能にすることを、世界に示していくことが重要である。

■ 高等教育の無償化

- ・ 人生100年時代において適切なキャリア形成を行っていくためには高等教育の場は非常に重要であるが、無条件に誰にでも支援をするといったことではなく、支援の対象範囲および基準を定めていくことが必要。
- ・ 支援を受ける学生への基準はもちろん、学生を受け入れる教育機関にも基準を設けるべき。一定のレベルを越えられない学生や教育機関は支援の打ち切りといった措置も必要。
- ・ 奨学金制度についても各国の制度を比較検討しながら見直しが必要。

■ 大学改革

- ・ 日本の大学教育が国際的な競争レベルを維持向上していくために、国立大学交付金、私学助成金の配分において選択と集中を行い、トップレベルをより引き上げていっていただきたい。
- ・ 大学の枠を超え、国際的に評価が高い大学や大学院との練兵プログラムを積極的に導入し、日本国内でもグローバルな教育を受ける機会を増やすことが必要。
- ・ 留学生の受け入れについては、大学側の施策だけでなく、就労ビザ取得の緩和や、留学生採用枠を増やすなど官民挙げての支援が必要。

■ リカレント教育

- ・ リカレント教育の場としても大学の活用は重要である。社会人が学ぶ場として、夜間課程や通信課程などフレキシブルな課程を増やすなどの対応も必要ではないか。
- ・ 自分のキャリアを見据え、インプットとアウトプットを繰り返していくことでキャリアアップが可能となると考えているが、現状のように副業禁止や競業避止などのルールがあるとそのようなキャリアアップが阻害されかねない。企業の利益に相反しない程度で柔軟な運用が必要となってくるのではないか。

以上

大学の連携・統合等について

未来

発展

我が国の発展
及び世界貢献

多様な財源（国・産業界）

地方創生への貢献

多様な次世代人材育成
（女性・外国人）

世界中から優秀な人材が
集結（留学生・研究者）

人生100年時代を
担うリカレント教育

卓越した研究成果の
創出

大学機能強化

この方策の一つとして

大学の連携・統合の推進

- 大学連携を核とした産業構造の変革
- 大型研究拠点の形成等による研究力の強化
- 教育の相互補完による教育力の強化
- リソースの共有による経営の効率化

大学機能低下

地方の衰退

人口減少による労働力の
低下

衰退のスパイラル

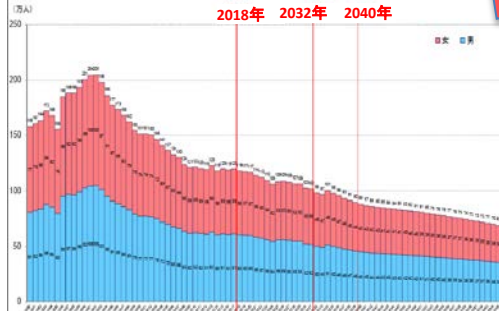
大学だけでなく、
地方・国力が衰退

優秀な人材が世界へ流出

海外への
研究開発費流出

現在

18歳人口の減少

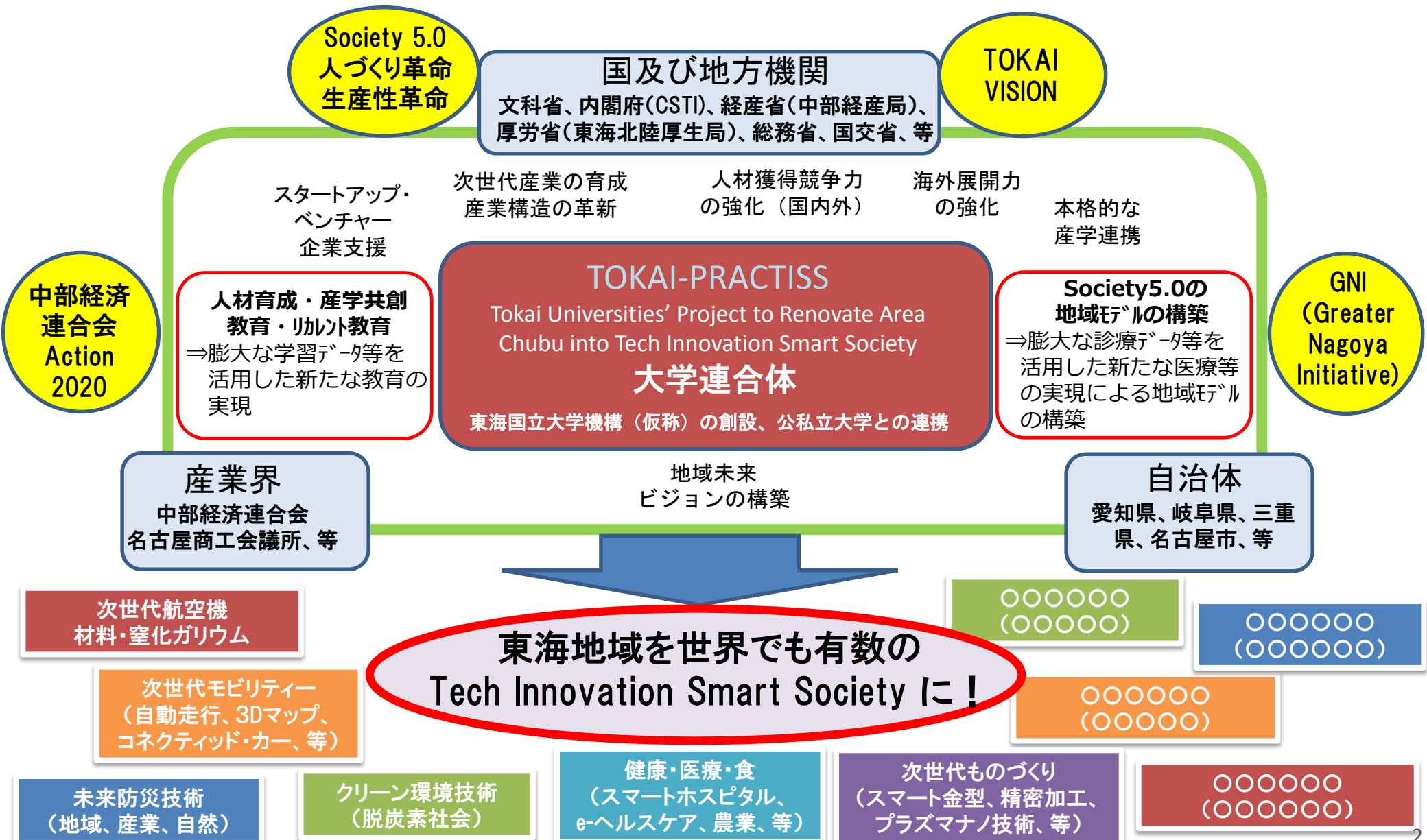


文部科学省「高等教育の将来構想に関する参考資料」
P6「18歳人口（男女別）の将来推計」より



東海国立大学機構(仮称)を基幹とした地域版Society5.0めざして

—未来に向けた地域創生の核に—



高等教育の無償化に係る検討状況について

平成30年6月1日



文部科学省

高等教育段階における負担軽減方策に関する検討体制

<検討内容>

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない以下の詳細事項について専門的検討を行う。

<検討体制>

（役職はH30. 4. 1現在）

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA 連合会相談役
赤井 伸郎	国立大学法人大阪大学 国際公共政策研究科教授
佐竹 敬久	秋田県知事
千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
◎三島 良直	前 国立大学法人東京工業大学長
○村田 治	関西学院大学学長

◎：座長、○：副座長
※必要に応じて関係者の意見を聴くこととする。

<検討経緯>

- 第1回 1月30日 専門家会議の発足、自由討議
- 第2回 3月5日 検討項目の細目の議論
- 第3回 4月11日 支援対象者の要件及び対象となる高等教育機関の要件についての主な論点の議論
- 第4回 5月15日 支援対象者の範囲、授業料減免・給付型奨学金支給の考え方等についての主な論点の議論及び関係団体ヒアリング①
- 第5回 5月22日 関係団体ヒアリング②

1. 授業料減免・給付型奨学金の考え方について

【新しい経済政策パッケージ（抄）】

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する（※）。

※ 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費（※）を賄えるような措置を講じる。

※ 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、（独）日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

<授業料減免>

- 国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した私立大学への加算額をどのように設定するか。また、入学金については、国立大学はその標準額を上限として、私立大学は、その平均額を上限として減免することとしてはどうか。
- 短期大学、高等専門学校、専門学校について、大学に準じて扱うこととしてはどうか。

<給付型奨学金>

日本学生支援機構の学生生活調査の経費区分に従い、学生が学業に専念するために必要な生活費を賄えるように措置を講じる。また、他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとする。

- 自宅・自宅外、国公立・私立及び学校種に応じた学生生活費の実態をどのように勘案するか。
- 授業料以外の学校納付金については、特に私立において費用負担が行われることも踏まえ、どのように勘案するか。
- 寮生が多いなど大学生と比べて学生生活費が低い実態のある高等専門学校についてどうするか。

2. 支援対象者の範囲について

【新しい経済政策パッケージ（抄）】

在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

- 学生の家計が急変した場合、急変後の所得に基づき、支援措置の対象としてはどうか。
- 「住民税非課税世帯に準ずる世帯」について段階的に支援し、給付額の段差をなだらかにするための具体的な範囲について、どのように設定するか。

3. 支援対象者の要件について

【新しい経済政策パッケージ（抄）】

（支援対象者の要件）

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、G P A（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める（※）。

※ 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②G P Aが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

<進学前>

- 本人の学習意欲を確認する方法として、高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の状況を十分に確認することとしてはどうか。

<進学後>

- 進学後の要件として、取得単位やG P Aといった指標が例示されているが、その取扱いについて具体的にどう考えるか。
- 2年制以下の課程については、警告を連続で受けた時点で卒業することとなるので工夫が必要ではないか。

4. 支援措置の対象となる大学等の要件について

【新しい経済政策パッケージ（抄）】

（支援措置の対象となる大学等の要件）

①実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていること（※）

※ 例えば、実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていることといった指標が考えられる。

②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること（※）

※ 例えば、理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

<実務経験のある教員による科目>

- 実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。）による科目の配置割合をどのように設定するか。
- 以下のような場合は対象としてはどうか。
 - ・ オムニバス形式で授業の一部を実務家が担当する場合
 - ・ 企業等から提供された課題（企画提案等）に取り組む場合
 - ・ 学外でインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合
- 理学・人文科学の分野に係る要件については、その学問分野の特性を踏まえどのように考えるか。

<外部理事>

- 現在、中央教育審議会において、大学に2人以上の産業界等の外部人材を理事に任命することについて議論されているが、このことを踏まえ、今回の要件をどう考えるか。

4. 支援措置の対象となる大学等の要件について（つづき）

【新しい経済政策パッケージ（抄）】

（支援措置の対象となる大学等の要件）

③成績評価基準^{（※）}を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること

※ 成績評価を客観的かつ厳格におこなうために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

④法令に則り財務・経営情報を開示していること

<成績管理>

- 授業計画（シラバス）の作成や成績評価の客観的指標の設定など、成績管理の具体的な内容をどう考えるか。

<情報開示>

- 学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を確保する観点から、収容定員や在学生数、進学や就職に関する状況などの情報も開示することを求めることとしてはどうか。
- 専門学校における情報開示や外部性を確保した学校評価の取組とその結果の開示についてどう考えるか。

5. その他検討すべき事項について

- 不正受給防止のための方策が必要ではないか。

【新しい経済政策パッケージ（抄）】

（実施時期）

こうした高等教育の無償化については、2020年4月から実施する。なお、上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。